

誘導区域図
(24 / 27)

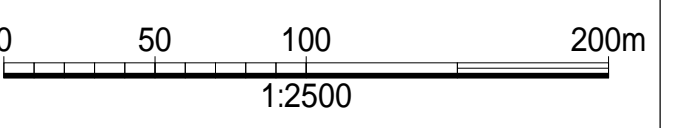
- 行政区域
- 都市計画区域
- 市街化区域

- 都市機能誘導区域**
- 中心拠点
 - 地域拠点

- 居住誘導区域**
- 中心居住区域
 - 公共交通沿線居住区域
 - 居住環境形成区域

- その他の市街化区域**
- 一般居住区域
 - その他の市街化区域

その他の市街化区域
 一部市街化区域に準じた市街化区域
 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、
 特別用途地区、地区計画の指定を受ける種別が
 指定されていない区域、また17号地帯を工業地域、
 総合開発公区。



この地図は、着手票の承認を得て着手票所有
 の誘導区域都市計画図(1:2500) 1/10,000を
 複製したものである。
 (承認番号)平成29年8月21日着手票指令部第8-5号